

議案第86号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

加西市長 中川 暢 三

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例(昭和42年加西市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の220」を「100分の200」に改める。

第2条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の200」を「100分の205」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年加西市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「単純な労務に雇用される一般職に属する者」を「技能労務職員」に改める。

第23条に次の1項を加える。

7 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙に関する事務に従事した場合の勤務1時間当たりの額については、第1項の規定にかかわらず、2,500円を超えない範囲内において市長が別に定める。

第29条第1項中「第29条の3まで」の右に「及び附則第8項第2号」を加え、同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」の右に「。附則第8項第2号において同じ。」を加える。

第30条第1項中「以下この条」の右に「及び附則第8項第3号」を加え、同条第2項第1号中「次項」の右に「及び附則第8項第3号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

第34条の見出し中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改め、同条第1項中「単純な労務に雇用される一般職に属する者」を「技能労務職員」に改める。

第35条の見出し中「非常勤嘱託員」を「非常勤及び臨時の職員」に改め、同条中「非常勤嘱託員」の右に「及び臨時的任用職員」を加える。

附則第8項を次のように改める。

8 当分の間、職員(行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級以

上であるものであってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第10項及び第11項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第10項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第30条第4項において準用する第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30

条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(4) 第33条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第33条第1項 前各号に定める額

イ 第33条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第33条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第33条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

附則に次の3項を加える。

9 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第5条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

11 附則第8項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の

0.975 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	135,600	155,700	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
2	136,700	157,200	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
3	137,900	158,700	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
4	139,000	160,200	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
5	140,100	161,600	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
6	141,200	164,300	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
7	142,300	166,900	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
8	143,400	169,500	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
9	144,500	172,200	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
10	145,900	173,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
11	147,200	175,600	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
12	148,500	177,300	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13	149,800	178,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14	151,300	180,600	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15	152,800	182,400	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16	154,400	184,200	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17	155,700	185,800	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
18	157,200	187,600	216,700	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
19	158,700	189,400	218,800	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
20	160,200	191,200	220,900	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
21	161,600	192,800	222,900	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
22	164,300	194,600	224,800	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800

23	166,900	196,400	226,700	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
24	169,500	198,200	228,500	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
25	172,200	200,000	230,200	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
26	173,900	201,800	232,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
27	175,600	203,600	234,000	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
28	177,300	205,400	235,800	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
29	178,800	207,000	237,500	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
30	180,600	208,900	239,400	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
31	182,400	210,800	241,200	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32	184,200	212,700	243,100	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33	185,800	214,600	244,900	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34	187,300	216,500	246,800	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35	188,800	218,400	248,600	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36	190,300	220,300	250,400	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37	191,600	222,000	252,200	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38	192,900	223,900	254,200	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39	194,200	225,800	256,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40	195,500	227,700	258,200	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41	196,900	229,300	260,100	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42	198,200	231,100	262,000	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43	199,500	232,800	263,900	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44	200,800	234,600	265,700	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45	202,000	236,100	267,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46	203,300	237,600	269,600	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47	204,600	239,100	271,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48	205,900	240,600	273,400	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49	207,100	242,100	275,300	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
50	208,200	243,600	277,200	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200
51	209,300	245,100	279,100	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000
52	210,400	246,700	281,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800

53	211,600	248,000	282,700	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
54	212,600	249,600	284,600	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
55	213,600	251,200	286,500	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000
56	214,600	252,800	288,400	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
57	215,400	254,200	290,100	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400
58	216,400	255,600	291,900	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
59	217,300	257,000	293,700	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
60	218,300	258,400	295,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
61	219,200	259,700	297,400	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
62	220,200	261,100	299,100	329,100	370,500	387,700	415,000	459,200
63	221,200	262,500	300,800	330,000	371,200	388,400	415,700	460,000
64	222,200	263,900	302,500	331,000	371,900	389,100	416,400	460,800
65	223,000	265,200	304,200	331,900	372,400	389,600	416,900	461,400
66	224,000	266,400	305,900	332,700	373,100	390,300	417,500	
67	225,000	267,700	307,600	333,500	373,800	391,000	418,200	
68	226,100	269,000	309,300	334,300	374,500	391,700	418,900	
69	226,900	270,100	310,600	335,200	375,000	392,200	419,400	
70	227,700	271,400	312,200	335,900	375,700	392,900	420,100	
71	228,500	272,700	313,800	336,600	376,400	393,600	420,800	
72	229,300	274,000	315,400	337,300	377,100	394,300	421,500	
73	230,100	275,200	317,100	337,800	377,600	394,800	422,000	
74	230,800	276,300	318,700	338,400	378,300	395,500	422,700	
75	231,500	277,400	320,300	339,000	379,000	396,200	423,400	
76	232,200	278,500	321,900	339,600	379,700	396,900	424,100	
77	233,000	279,700	323,400	340,000	380,200	397,300	424,600	
78	233,800	280,700	324,600	340,500	380,800	398,000	425,300	
79	234,600	281,700	325,800	341,000	381,400	398,700	426,000	
80	235,400	282,700	327,000	341,500	382,000	399,400	426,700	
81	236,100	283,500	328,100	342,000	382,700	399,900	427,200	
82	236,800	284,400	329,100	342,500	383,300	400,600	427,900	

83	237,500	285,300	330,000	343,000	383,900	401,300	428,600
84	238,200	286,200	331,000	343,500	384,500	402,000	429,300
85	239,000	287,200	331,900	344,000	385,100	402,500	429,800
86	239,700	288,000	332,700	344,500	385,700	403,200	
87	240,400	288,800	333,500	345,000	386,300	403,900	
88	241,100	289,600	334,300	345,500	386,900	404,600	
89	241,900	290,400	335,200	345,900	387,600	405,100	
90	242,400	290,900	335,900	346,400	388,200	405,800	
91	242,900	291,400	336,600	346,900	388,800	406,500	
92	243,400	291,900	337,300	347,400	389,400	407,200	
93	243,700	292,300	337,800	347,700	390,100	407,700	
94		292,700	338,400	348,200	390,700		
95		293,100	339,000	348,700	391,300		
96		293,500	339,600	349,200	391,900		
97		293,800	340,000	349,500	392,600		
98			340,500	350,000	393,200		
99			341,000	350,500	393,800		
100			341,500	351,000	394,400		
101			342,000	351,300	395,100		
102				351,700			
103				352,100			
104				352,500			
105				353,000			
106				353,400			
107				353,800			
108				354,200			
109				354,700			
110				355,100			
111				355,500			
112				355,900			

113				356,400			
-----	--	--	--	---------	--	--	--

〔備考〕 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第11条関係）

再任用職員給料表

職務の級	給料月額
1 級	149,600
2 級	186,300
3 級	214,000
4 級	258,400
5 級	278,700

第4条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

附則第11項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（給与条例附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第8項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「を減じた額（）」とあるのは、「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第2号及び第3号中「受けるべき給料月額」とあるのは「受けるべき給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

3 給与条例附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第20条の規定の適用については、同条中「第5条」とあるのは「附則第10項」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年加西市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

10 一般職の職員の給与に関する条例附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「附則第10項」とする。

(特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成14年加西市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の220」を「100分の200」に改め、同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項第2号アを削り、同号イ中「100分の130」を「100分の140」に改め、同号イを同号アとし、同号ウ中「100分の115」を「100分の120」に改め、同号ウを同号イとする。

第8条 特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の200」を「100分の205」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の82.5」を「100分の85」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の115」を「100分の117.5」に改め、同号イ中「100分の95」を「100分の97.5」に改め、同項第2号ア中「100分の140」を「100分の137.5」に改め、同号イ中「100分の120」を「100分の117.5」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年加西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改め、「差額に相当する額」の右に「(給与条例附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第8条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第8項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「平成22年12月1日後」とする。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議資料)

平成22年8月10日付の人事院勧告に基づき、国が実施する給与改定に準じ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当について以下のとおり改定を行うもの。

【概要】

・月例給の引下げ

① 40歳台以上の中高齢層に限定して、平均0.1%引下げ

② 当分の間、55歳以上の管理職の給料を1.5%減額

③ 現給保障額を0.17%減額

・期末勤勉手当の引下げ

① 本期の支給月数を0.2月減額（年間支給月数：4.15月→3.95月）

② ただし実支給額は特例条例が適用される（市長：2.65月、副市長：2.95月、教育長：3.25月、管理職：3.50月、4～6級：3.90月）

【改正内容】

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（平成22年12月1日施行）

・期末手当の支給率の改定

12月期末手当 2.20月→2.00月

第2条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（平成23年4月1日施行）

・期末手当の支給率の改定

6月期末手当 1.95月→1.90月

12月期末手当 2.00月→2.05月

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（平成22年12月1日施行）

・選挙事務の時間外単価 2,500円以下に規定

・期末勤勉手当の支給率の改定

12月期末手当 1.50月→1.35月（一般職）

0.85月→0.80月（再任用）

12月勤勉手当 0.70月→0.65月（一般職）

0.35月→0.30月（再任用）

・55歳以上の管理職の給料月額、期末手当及び勤勉手当について1.5%を減額

第4条 一般職の職員の給与に関する条例（平成23年4月1日施行）

・期末勤勉手当の支給率の改定

6月期末手当 1.25月→1.225月（一般職）

12月期末手当 1.35月→1.375月（一般職）

6・12月勤勉手当 0.65月→0.675月（一般職）

0.30月→0.325月（再任用）

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成22年12月1日施行）

・育児短時間勤務、部分休業を取得した55歳以上の管理職の時間単価を1.5%減額

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成22年12月1日施行）

・介護休暇を取得した55歳以上の管理職の時間単価を1.5%減額

第7条 特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条

例（平成 22 年 12 月 1 日施行）

- ・本則条例の改正に伴う読み替え元数値の変更及び読み替え後数値の変更（年間支給額は変更なし。ただし 4～6 級職員は 0.05 月の増額）

第 8 条 特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）

- ・本則条例の改正に伴う読み替え元数値の変更及び読み替え後数値の変更（支給額のうち 0.025 月分を 12 月から 6 月へシフト。年間支給額は変更なし）

第 9 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年 12 月 1 日施行）

- ・現給保障額（平成 17 年度末給料月額の 99.76%相当額）について 0.17%引き下げる。